

補助第28号線 及び 大森駅西口広場の概要

補助第28号線は、大田区東海一丁目を起点とし、大田区下丸子二丁目の神奈川県境を终点とした延長約14.3kmの都市計画道路です。この補助第28号線のうち、大田区山王二丁目地内の延長約530mの区間について整備を行います。

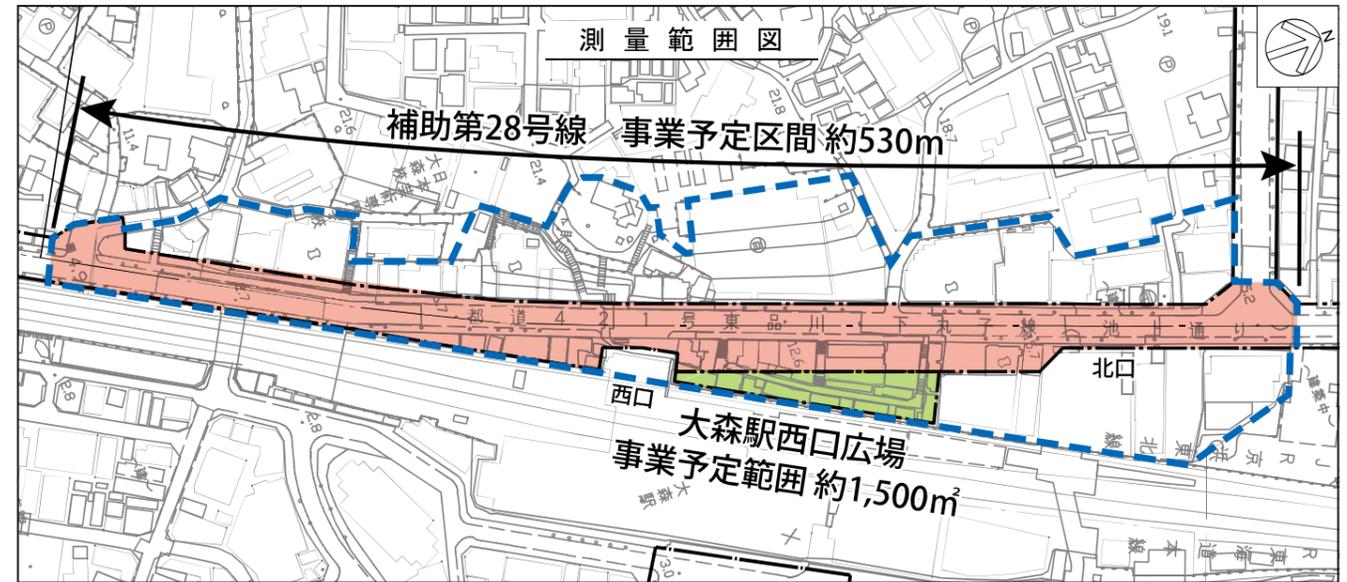
本区間が整備されることにより、自動車交通の円滑化が図られるとともに、安全で快適な駅前空間の創出や交通結節機能の強化、防災性が向上します。

なお、事業予定区間は平成28年3月に策定した「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先整備路線※に位置付けられています。

また、大森駅西口広場は、大森駅西口と北口間の補助第28号線に隣接した位置にある約1,500㎡の都市計画交通広場です。本広場が整備されることにより、歩行者空間の創出、地域の防災性向上、地域のにぎわい空間が創出されます。

※策定後10年間（H28～R7年度）で優先的に整備する路線

都市計画施設名称	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第28号線	東京都市計画交通広場第12号 大森駅西口広場
都市計画決定	昭和21年4月25日 戦災復興院告示第15号	令和4年1月24日 大田区告示第35号
都市計画変更告示	令和4年1月24日 東京都告示第66号	
事業予定区間	大田区山王二丁目地内	大田区山王二丁目地内
延長・面積	約530m	約1,500㎡
幅員	20～30m	—
車線数	2車線（上り1車線、下り1車線）	—



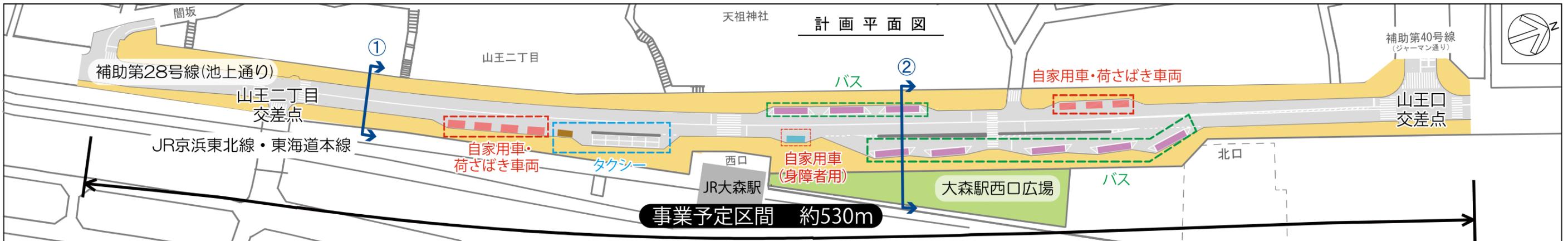
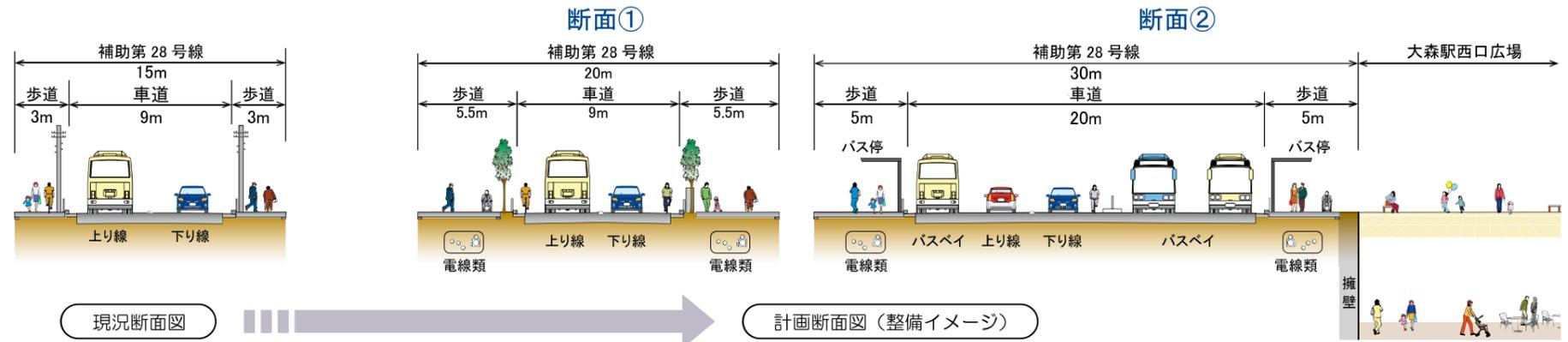
※この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（令和3年度版）を使用したものです。（4都市基交測第2号・MMT利許第04-K111-1号）無断複製を禁じます。（（承認番号）4都市基街都第6号、令和4年4月13日）
※本図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成しているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

整備の方針

補助第28号線は、歩道空間を拡幅するとともに、歩行者の空間と自転車通行空間を分離することで安全で快適な歩行者空間を確保します。

また、自動車の本線交通とバス・タクシーの乗降場を分離するとともに、乗降場を集約して配置することで、円滑な自動車交通を確保し、交通結節機能を強化します。

大森駅西口広場は、高低差のある現地形を最大限活用しつつ、駅前商店街が担ってきたコミュニティ機能の再生・強化を図るため、重層活用によりにぎわい空間を創出します。



※関係機関との協議により変更になることがあります。

期待される整備効果

補助第28号線

整備主体▶東京都

1 交通の円滑化

○バス・タクシーや荷さばき車両等の停車場所を本線交通と分離することで、駅前の交通混雑緩和が期待されます。

整備後イメージ



<品川区東大井5丁目付近>整備済区間

2 安全で快適な駅前空間の創出

○現在の幅員3m程度の歩道幅員を5m程度に広げることで歩道部の混雑を解消し、歩行者・車椅子・ベビーカー等地域の皆さまが安全・安心に通行できるようになります。

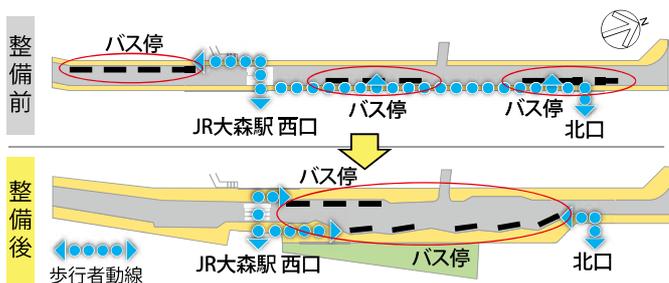
整備後イメージ



<品川区東大井5丁目付近>整備済区間

3 交通結節機能の強化

○歩道部の混雑解消やバス乗降場を集約して配置することにより、鉄道駅とバス乗降場との移動がスムーズになり、乗換利便性が向上します。



4 防災性の向上

○無電柱化することにより、震災時等の電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や緊急物資の輸送が可能となります。

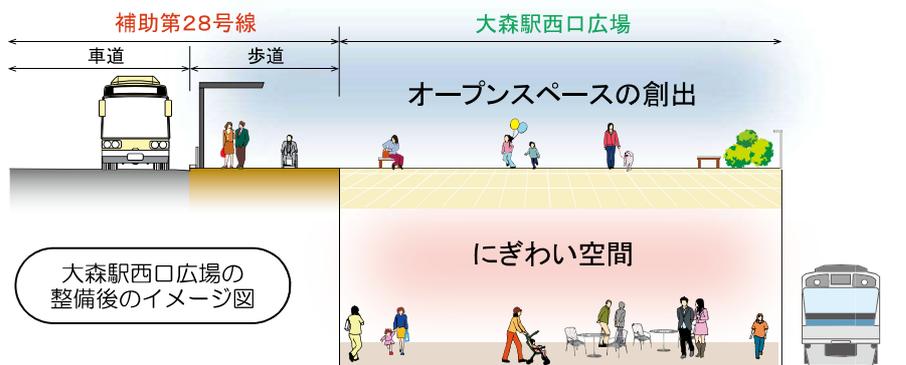


大森駅西口広場

整備主体▶大田区



<現在の大森駅西口付近>



1 歩行者空間の創出

○バス待ちや待ち合わせなど、歩行者がたたずめる空間を確保します。
○地域の歴史や文化に触れ、イベントにも活用できるオープンスペースを創出します。

2 地域の防災性向上

○災害時、避難者等の一時滞留スペースや救護活動にも活用できるオープンスペースを確保します。

3 地域のにぎわい空間の創出

○高低差のある現地形を最大限活用しつつ、駅前商店街が担ってきたコミュニティ機能の再生・強化を図るため、重層活用によりにぎわい空間を創出します。

現況・用地測量の概要

今回行う測量作業は、令和4年度から令和5年度にかけ現況測量と用地測量を一連の作業として効率的に行い、「事業着手の手続き」を進めます。

現況測量とは

- 都市計画道路又は広場の予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の都市計画線を書き入れて、計画道路又は広場の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や中心線を現地に標示するため、杭または鉄を設置します(駐車場、庭、軒下など、建物にかからない場所への設置にご協力をお願いします)。

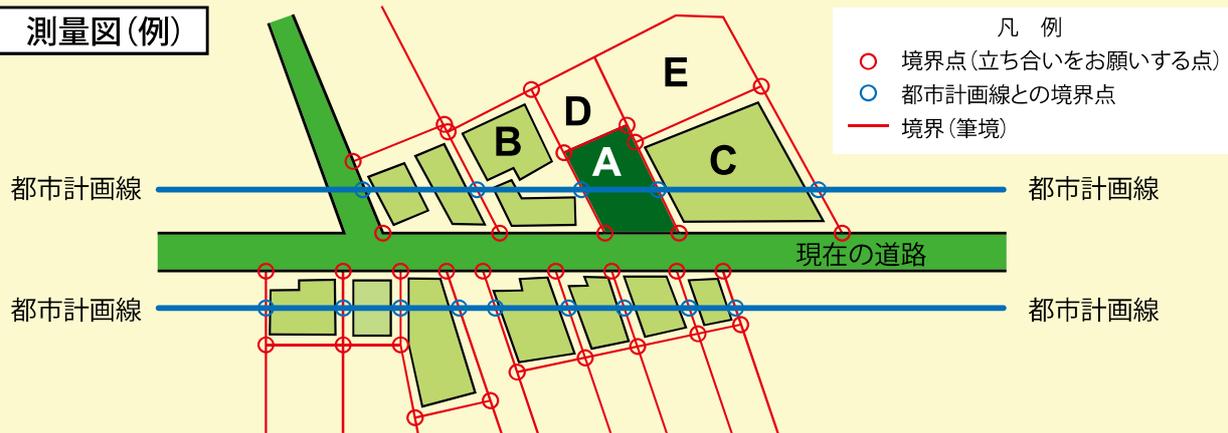


用地測量とは

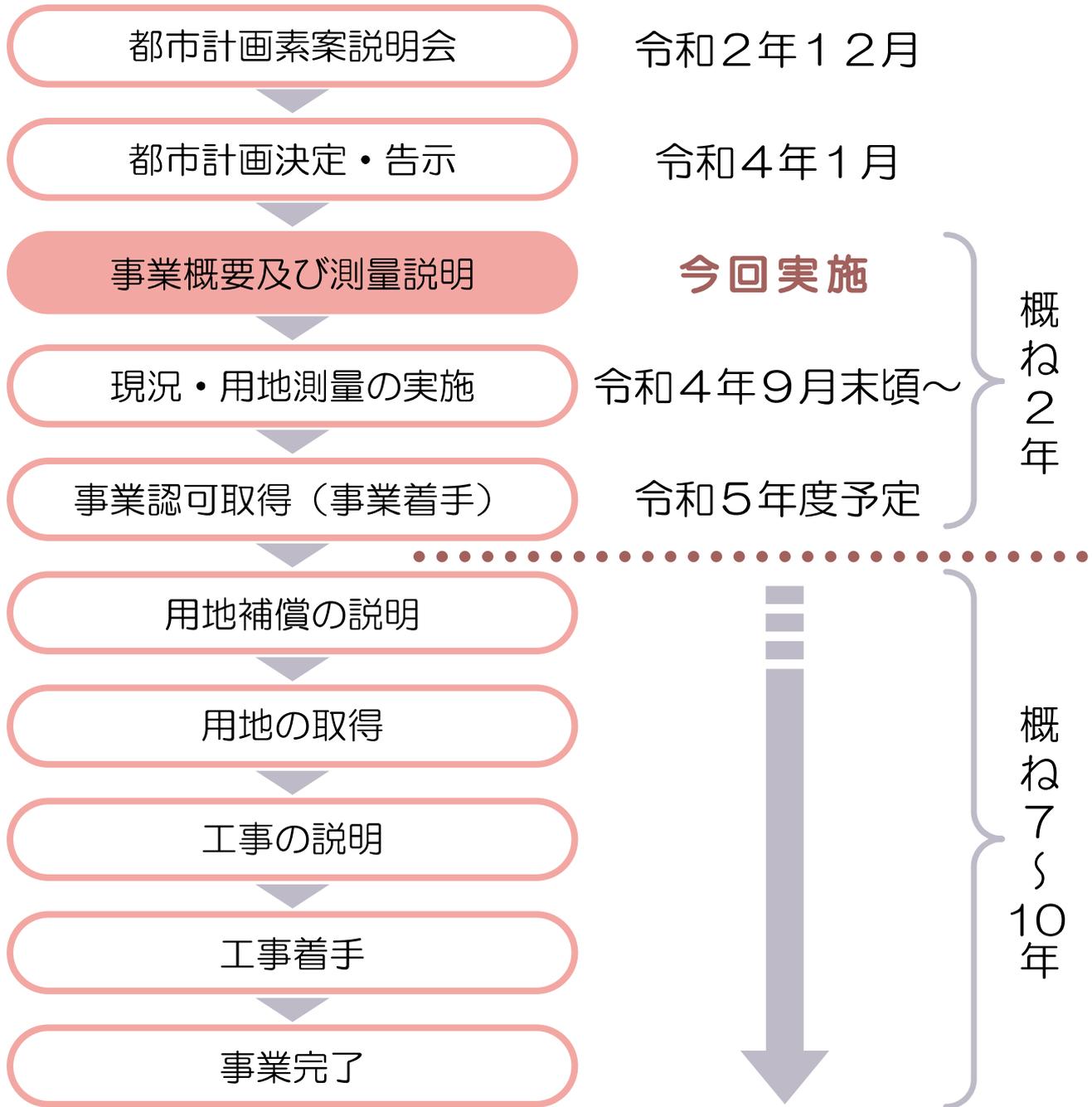
- 都市計画道路又は広場に係る土地について、現地において関係権利者の立会のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面の作成を行います。
- 下の【測量図(例)】で、Aさんの用地測量を行う場合は、BさんとCさんだけでなく、DさんやEさんにも境界を確認するために立会いをお願いします。
- また、一筆の土地に私道や借地等の異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



測量図(例)



事業の流れ



お問い合わせ先

▶補助第28号線について

東京都 建設局 道路建設部計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎7F TEL. 03-5320-5322

▶大森駅西口広場について

事業概要について▶大田区 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 大田区役所本庁舎7F TEL. 03-5744-1356

測量について ▶大田区 都市基盤整備部 建設工事課

〒143-0015 東京都大田区大森西1-12-1 大森地域庁舎4F TEL. 03-6436-8728